

公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程

平成26年2月3日
規程 第2号
改正 平成28年4月1日
規程 第6号
改正 平成29年3月21日
規程 第17号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）の職員、学生及び本学関係者が個人として尊重され、勉学、研究、教育及び職務遂行のための良好な環境が確保されることを目的として、本学での修学上又は職務上の関係において行われるセクシャル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントによる人格に関わる不快又は不適当な言動（以下「ハラスメント」という。）の発生の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ハラスメントに起因する問題 職員、学生及び本学関係者が、ハラスメントのために修学上又は就労上の環境を害されること及びハラスメントへの対応に起因して修学上又は就労上の不利益を受けることをいう。
- (2) 被害者 ハラスメントを受けたと申し立てた者又は第三者によってハラスメントを受けていると申し立てられた者をいう。
- (3) 行為者 ハラスメントを行ったと申し立てられた者をいう。
- (4) 協力者 ハラスメントに関わる対応及び調査において協力を求められた者をいう。
- (5) 本学関係者 本学において業務を行うことが認められている者（職員を除く。）及び本学学生の保護者をいう。

(職員及び学生の責務)

第3条 職員及び学生は、次条の指針の定めるところに従い、ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

(職員及び学生に対する指針)

第4条 理事長は、ハラスメントが生じないようにするために職員及び学生が認識すべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における職員及び学生の対応等について次の趣旨を踏まえた指針を定める。

- (1) 職員及び学生は、本学が保健医療職を目指す勉学の場であることを自覚し、お互いを尊重し、ハラスメントの発生および排除に十分留意して、勉学、研究、教育及び職務遂行に真摯に取り組むこと。
- (2) 職員を監督する立場にある者は、日常の執務を通じた指導により、ハラスメントに関する職員の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- (3) 職員はハラスメントに起因する問題が生じないよう、日頃よりその言動に十分な注意を払

うこと。

(ハラスメント調査・調停委員会)

第5条 学生支援委員会が必要と認めた場合は、ハラスメントの事実関係調査のために、ハラスメント調査・調停委員会（以下「調査・調停委員会」という。）を置くことができる。

2 調査・調停委員会は次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

(1) 苦情相談にかかわる事実関係の調査

(2) 調査に基づく調停案の策定

(3) 調停

(4) 懲戒処分相当と思慮する場合の処分案及び改善のためにとるべき措置等についての学生支援委員会への提案に関する事項

3 調査・調停委員会は、学生支援委員会の推薦する者のうちから、理事長が指名する者若干名をもって組織する。

4 委員の任期は、当該事案が終了するまでとする。

5 調査・調停委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

6 委員長は、調査・調停委員会の会議を招集し、その議長となる。

7 調査・調停委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

8 調査・調停委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を聴取することができる。

10 調査・調停委員会は、調査結果等を文書により学生支援委員会及び理事長に報告するものとする。

(ハラスメント相談室)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申立て及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、本学にハラスメント相談室を設け、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、理事長が指名する者をもって充て、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる人数とする。

(1) 教員 男女各2名

(2) 事務局職員 男女各1名

(3) 学生 男女各3名

3 理事長は、前項第3号に定める相談員を指名する場合は、学生部長の推薦を得るものとする。

4 相談員の任期は2年（第2項第3号の相談員（以下「学生相談員」という。）にあっては1年）とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 ハラスメント相談室に相談室長を置き、理事長が指名する。

6 相談員は、学生支援委員会及び調査・調停委員会の委員を兼ねることができない。

(ハラスメント相談員の職務等)

第7条 相談員は、職員、学生及び本学関係者からの苦情相談に対し、真摯に対応し、問題の事実関係の把握を迅速に行い、当該問題が適切にかつ迅速に解決が図られるよう努めなければならない。

- 2 相談員は、被害者からの苦情相談を2名以上の相談員（うち1名以上は学生相談員以外の相談員とする。）で事情を聴取するものとする。ただし、緊急性があると判断した場合は、学生相談員以外の相談員が1名で事情を聴取することができる。
- 3 相談員（学生相談員を除く。）は、必要と判断した場合は、行為者から事情を聴取し、協力者に協力を求めることができる。
- 4 相談員（学生相談員を除く。）は、苦情相談に対する助言・指導を行うことができる。
- 5 相談員（学生相談員を除く。）は、苦情相談の内容を、隨時、相談室長に報告するものとする。
- 6 相談室長は、学生支援委員会に必要な情報を報告するものとする。
- 7 相談室長は、学生支援委員会に苦情相談に基づく調査・調停の依頼をすることができる。
- 8 相談室長は、学生支援委員会に被害者についての緊急保護措置を請求することができる。
- 9 相談室長は、ハラスメント相談室の活動状況を、必要に応じ理事長及び教授会に対して報告するものとする。

（措置）

第8条 理事長は、学生支援委員会から懲戒処分相当との具申を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項のうち、当該行為者が学生の場合は大学等の学則に基づき厳正な処分を講ずるものとし、職員の場合は就業規則による懲戒手続きに付すものとする。
- 3 理事長は、本学としての対応の内容を当事者に連絡するとともに、再発防止上必要と判断した場合は、当事者並びに関係者のプライバシー等に配慮した上で、経過と結果を公表することができるものとする。

（不利益な取扱いの禁止）

第9条 何人も、苦情相談を申立て又は苦情相談に関与したことによって、不当な取扱いを受けることがあってはならない。

- 2 何人も、自己を行為者とする苦情相談が申立てられたことをもって、不当な取扱いを受けることがあってはならない。

（学生部長との協議）

第10条 学生支援委員会委員、調査・調停委員会委員及び相談員は、ハラスメントの被害者又は行為者が学生である場合は、学生部長と連携を取り苦情相談に当たるものとし、必要な場合は、必要な措置について学生部長と協議するものとする。

（欠格条項）

第11条 学生支援委員会委員、調査・調停委員会委員又は相談員が、被害者又は行為者となった場合は、当該事案についてその適格性を失う。

（守秘義務）

第12条 学生支援委員会委員、調査・調停委員会委員及び相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第13条 調査・調停委員会の庶務は、事務局において行う。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、調査・調停委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。